

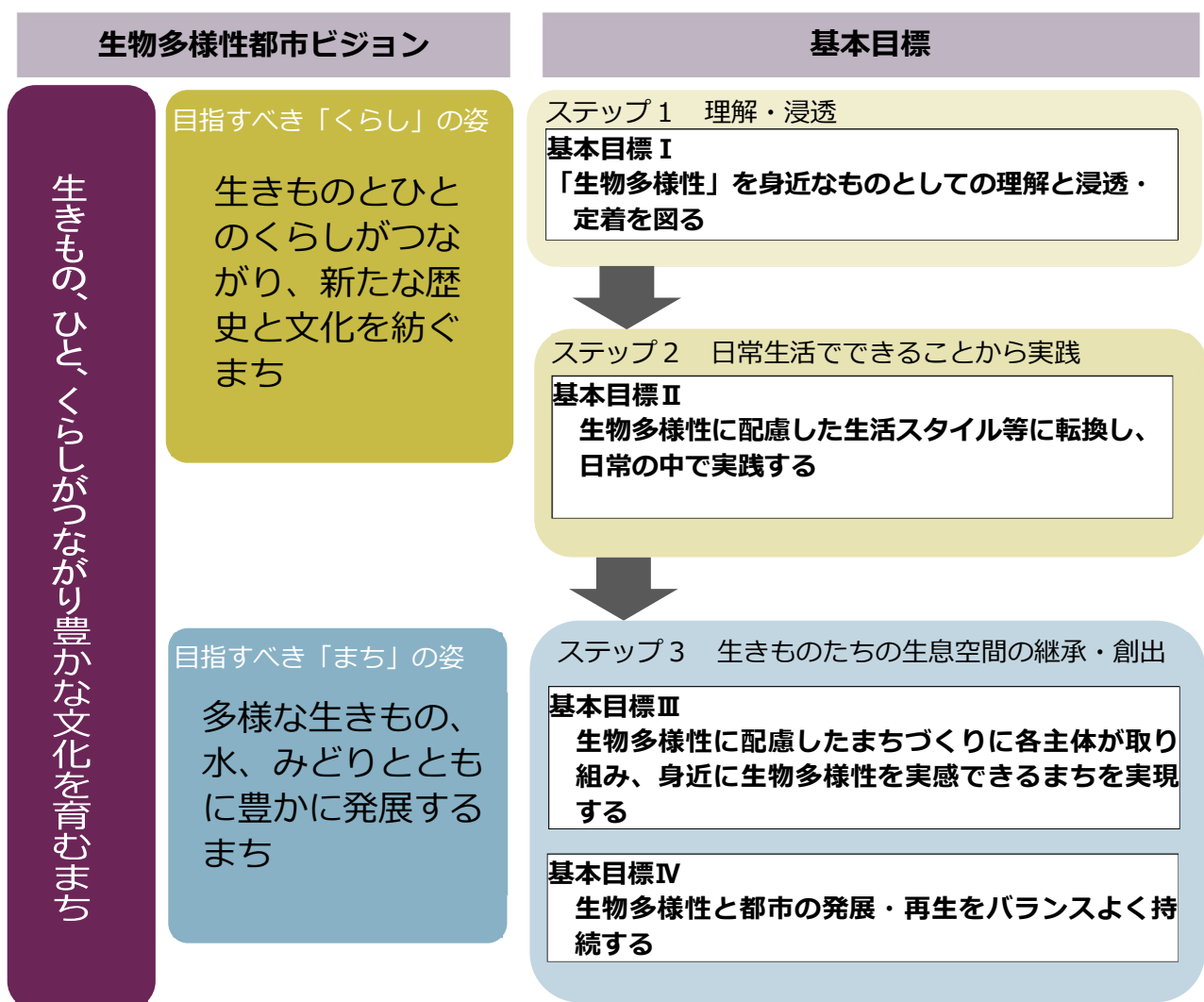
# 文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告

## 1. 文京区生物多様性地域戦略の概要

文京区は、生物多様性基本法に基づく計画及び文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として、平成31（2019）年3月に文京区生物多様性地域戦略を策定しました。

本戦略は、平成31（2019）年度から令和10（2028）年度までの10年間を計画対象期間とし、10年後に到達することを目指す文京区の姿を『生物多様性都市ビジョン』として定め、これを達成するため、以下の4つの基本目標とそれに関連する施策を定めて推進しています。

### <文京区生物多様性地域戦略の都市ビジョンと基本目標>



生きもの、ひと、くらしがつながり豊かな文化を育むまち

## 2. 国内外の生物多様性に係る動向

国内外の生物多様性に係る動向は下記のようになります。

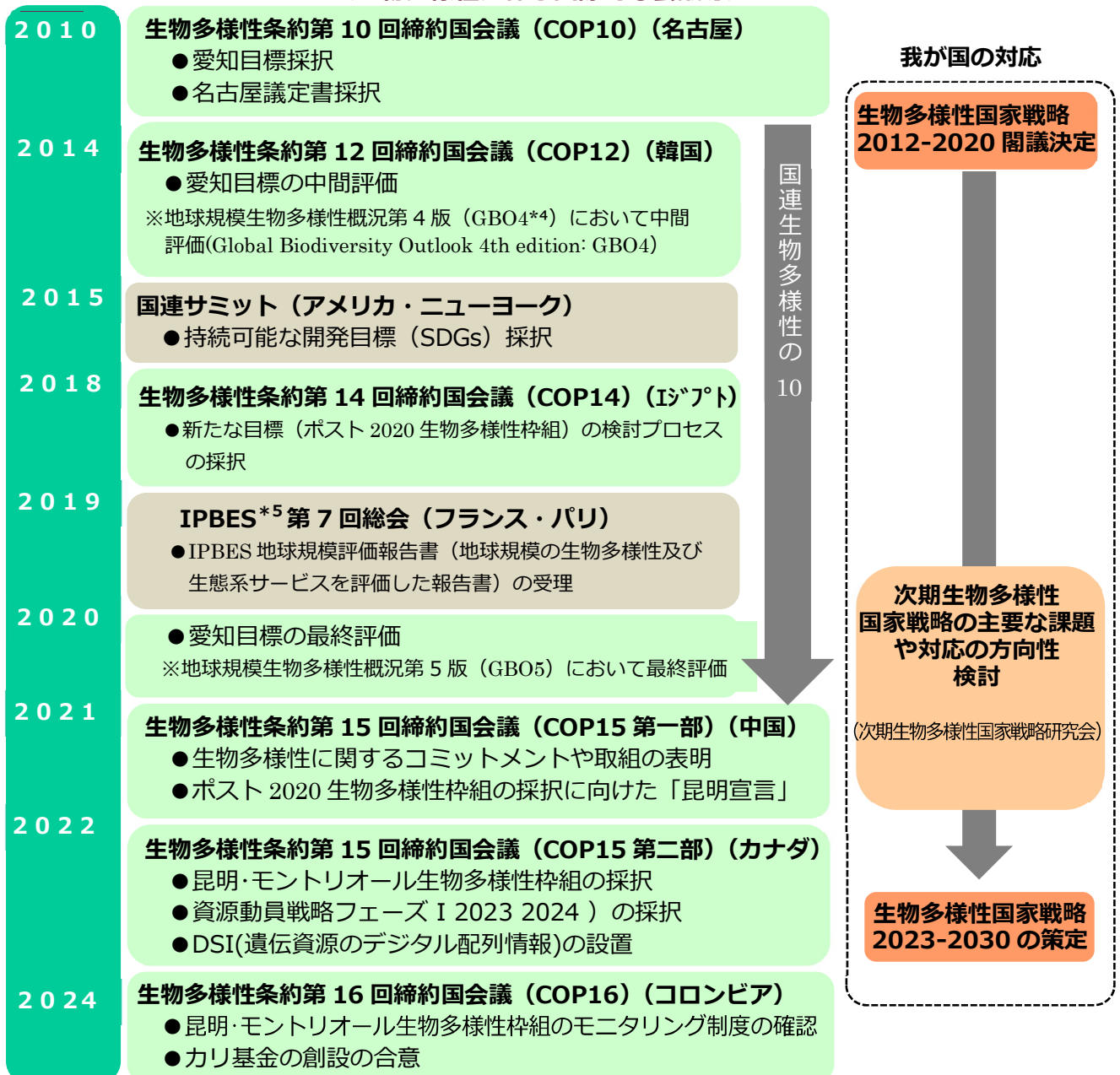
### 2.1 国際的な動向

#### (1) 生物多様性条約締約国会議（COP<sup>\*1</sup>）

生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD-COP15）第二部では、愛知目標<sup>\*2</sup>の後継である国際的な目標が「昆明・モンリオール生物多様性枠組」として採択されました。愛知目標は 2020 年を目標年としていたのに対し、この新枠組では 2050 年の「自然と共生する世界」実現に向けた 2030 年までの新たな世界目標として確定されました。23 項目で構成されており、日本が重視していた保全に関する目標である「30by30 目標<sup>\*3</sup>」が主要な行動目標の一つとして位置付けられました。

2024 年 10 月 21 日～11 月 1 日にコロンビアのカリで開催された COP16 では、DSI(遺伝資源のデジタル配列情報)の利益配分のための「カリ基金」の創設や、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」のモニタリング枠組の指標についての議論が進められました。次回の COP17 は 2026 年にアルメニアで予定されています。

#### <生物多様性に係る国際的な会議等>



出典：中央環境審議会総会（第 27 回）資料（環境省）、IPBES 第 7 回総会結果報告会資料（環境省）、環境省ホームページより作成

## 2.2 国の取組の動向

### (1) 生物多様性国家戦略 2023-2030

生物多様性国家戦略は生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条の規定に基づく政府の基本的な計画で、1995年に策定されて以降、これまで5回の見直しが行われてきました。

2023年に第六次戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、新たな国際的な目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」に対応したものとなっています。さらに、2030年のネイチャーポジティブ<sup>\*8</sup>の実現に向けて、以下の5つの基本戦略が設定されました。

- (1) 生態系の健全性の回復
- (2) 自然を活用した社会課題の解決
- (3) ネイチャーポジティブ経済の実現
- (4) 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動
- (5) 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

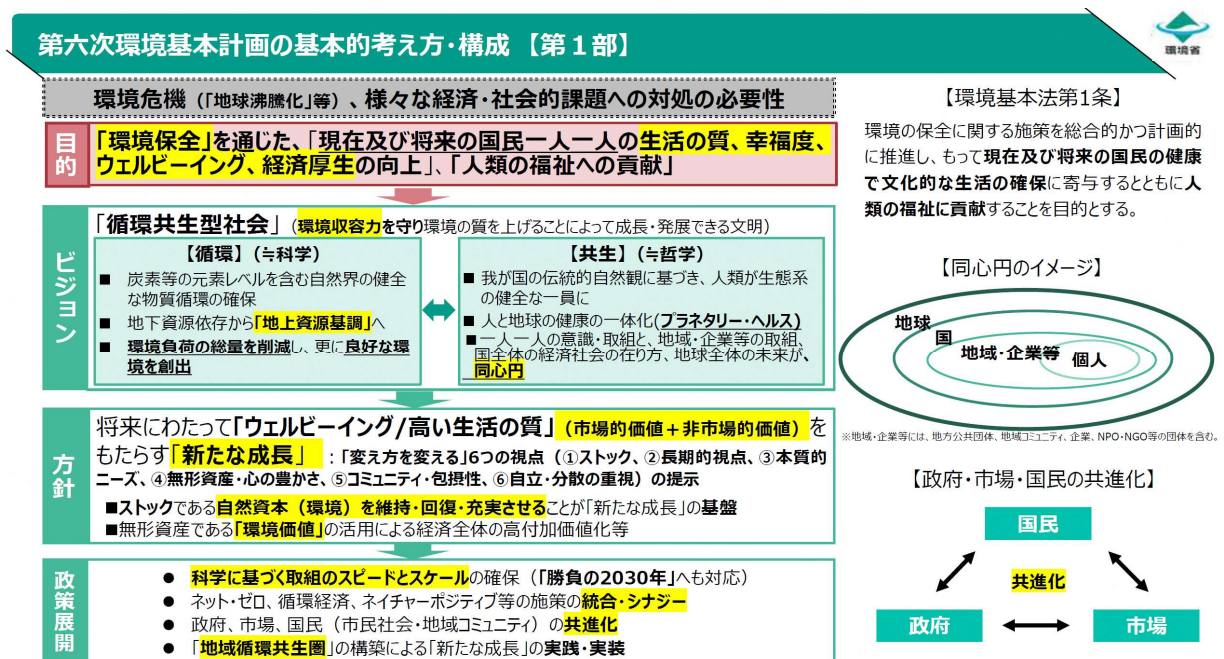
### (2) 第六次環境基本計画

環境基本計画は環境基本法に基づき政府の環境施策の大綱を定める計画で、1994年、2000年、2006年、2012年、2018年に続く第六次の計画として2024年5月に閣議決定されました。

環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング/高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

### <第六次環境基本計画の概要（第1部）>

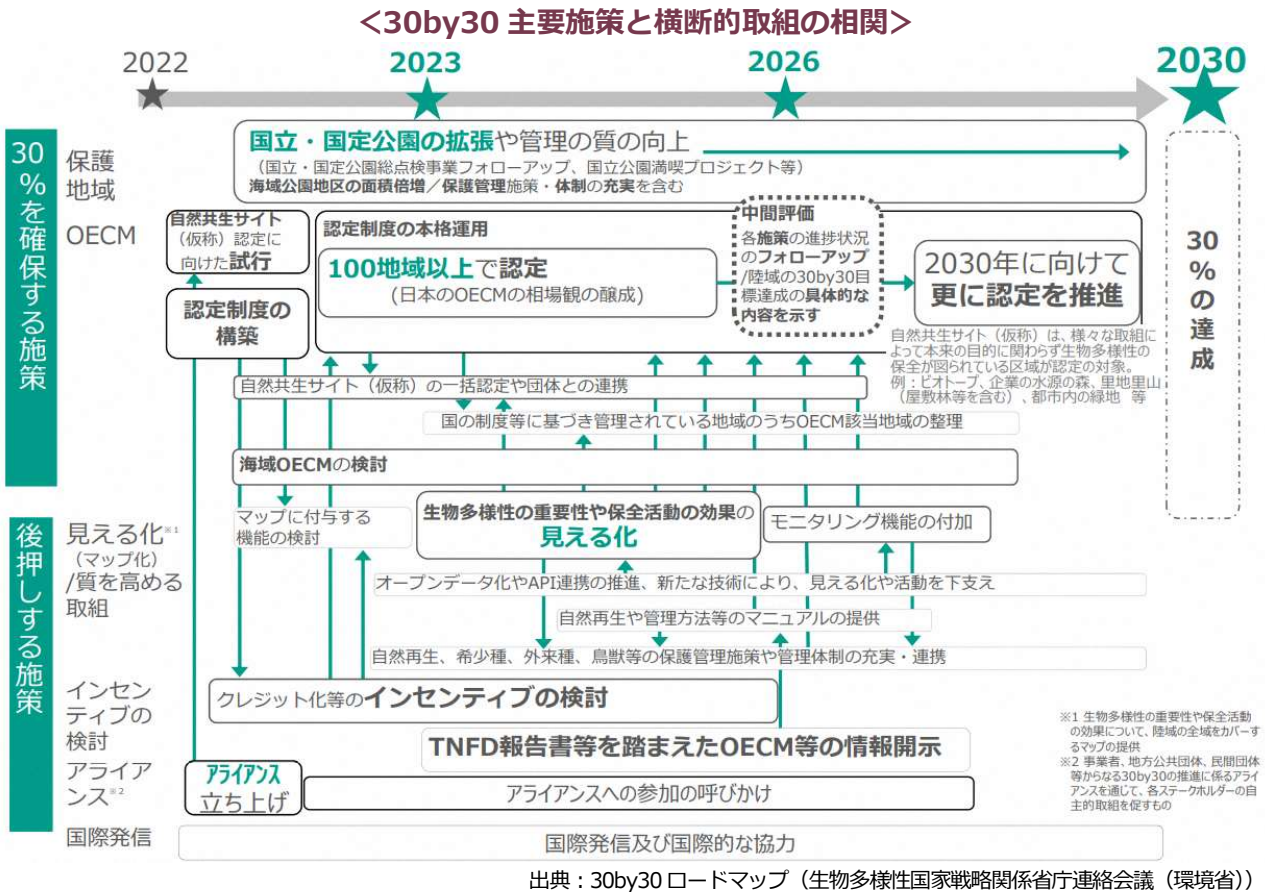


※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。 6

出典：「第六次環境基本計画の概要」（環境省）

### (3) 30by30 に関する動向

30by30 とは、2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のことです。日本では 2021 年時点で陸域の 20.5%、海域の 13.3%が保全地域となっており、そこから 30by30 目標に向けた行程と具体策についてまとめた 30by30 ロードマップが 2022 年 3 月に環境省の生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議により策定されました。



また、30by30 目標に係る先駆的な取組を促し発信するため、有志の企業・自治体・団体等による「生物多様性のための 30by30 アライアンス」が 2022 年 4 月に発足しました。30by30 の達成を目指す上でカギとなる OECM<sup>\*6</sup> (Other Effective area-based Conservation Measures: 保護地域以外で生物多様性保全に資する地域) については、アライアンス参加者の協力を得て、認定の仕組みを試行する実証事業が進められてきました。

OECM を増やす取組の一つとして、民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域を自然共生サイト<sup>\*7</sup>として環境省が認定する仕組みが、2022 年度の試行を経て 2023 年度から開始されました。自然共生サイトは 2023 年度前期 122 か所、2023 年度後期 62 か所、2024 年度前期 69 か所、2024 年度後期 75 か所の通算 328 か所が認定されました。これまで認定された自然共生サイトは、保護地域との重複を除いた区域が OECM として国際データベースに登録されています。

なお、陸域及び海域(沿岸)における自然共生サイトは、2025 年 4 月施行の地域生物多様性増進法により法制化されました。また、自然共生サイト制度は「場所」に対する認定ですが、地域生物多様性増進法では生物多様性の維持に関する「増進活動」まで規定が拡充されました。

## 2.3 東京都の取組の動向

### (1) 東京都生物多様性地域戦略

東京都では、生物多様性基本法に基づいた都内の生物多様性の保全及び持続的な利用に関する基本的な計画として「東京都生物多様性地域戦略」が2023年4月に策定されました。また、2023年12月には「東京都生物多様性地域戦略」の内容を分かりやすくまとめた「普及版」が公表されました。

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」の目標年次を踏まえ「2050年の東京の将来像」として、『自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す』を基本理念として掲げ、生態系サービスごとの将来像が示されました。

また、各地形における具体的な取組や自然との関連性を整理した「地形区分ごとの将来像」や、2050年東京の将来像の実現に相応しい「2030年目標」及び「基本戦略ごとの行動目標」が示され、2030年ネイチャーポジティブに向けた目標と生物多様性に関わるあらゆる主体の取組の方向性を掲げています。

### <2050年の東京の将来像>

#### 基本理念

自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、  
将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す

#### 生態系サービスごとの東京の将来像

##### 豊かな自然があふれ 生きものと共生する都市 基盤サービス

生態系に配慮した緑地があふれ、生きものが戻るとともに、自然と共生する生活空間や職場環境が実現



東京の自然が持続的に利用されるとともに、自然に根差した歴史・文化が継承され、東京の自然の価値が見直されている



##### 文化的サービス 自然の恵みにより 生活を豊かにする都市

##### 都内外の自然資源を 持続的に利用する都市 供給サービス

東京産の生産物が持続的に消費されるなど、東京の自然が持続的に利用されるとともに、都外からの商品等の購入に当たっては環境負荷の低い経済活動が成立



ヒートアイランド現象の緩和や雨水浸透による洪水被害の軽減など、自然が有する機能が十分に発揮されたレジリエントな都市づくりが進む



##### 調整サービス 自然の機能が発揮された レジリエントな都市

#### 大都市東京ならではの目指すべき姿①

【都内のあらゆる場所で生物多様性の保全と持続的な利用が進んでいる】

エコロジカル・ネットワーク  
生物多様性上重要な自然地が、在来の生きものの通り道となる緑地や河川等によりネットワーク化されている



##### 市街地内のみどりの質の向上

市街地内でも、公園・屋敷林・農地・企業緑地・自宅の庭など小さなみどりの質が向上し、都市空間全体で生物多様性の向上が図られている

#### 大都市東京ならではの目指すべき姿②

【都内だけでなく、日本全体・地球規模の生物多様性にも配慮した行動変容が進んでいる】

都内だけでなく、日本全体・地球規模にも配慮した行動変容により、消費行動などを通じて関係する生物多様性の保全と持続可能な利用が進み、結果として東京も持続的な社会が構築されている



出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））

## ＜東京の将来像を実現するための 2030 年目標＞

### 2030年目標

**自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる＝ネイチャーポジティブの実現**

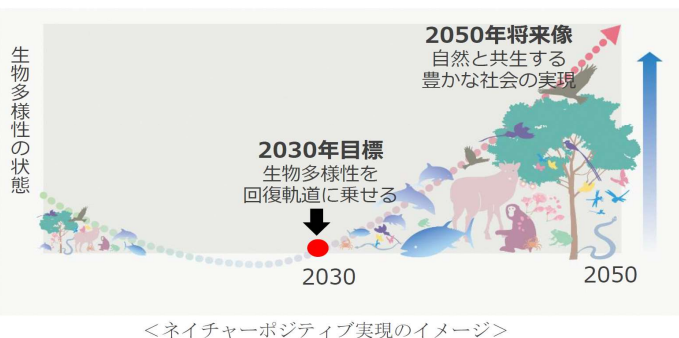
#### ＜昆明・モントリオール生物多様性枠組＞

##### 2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

##### 世界目標の主な要素

- **保全に関する目標**  
30by30目標、劣化した自然地域の30%の再生、外来種定着の半減
- **ビジネス、主流化に関する目標**  
ビジネスにおける影響評価・情報公開の促進
- **NbSに関する目標**  
自然が持つ調整力を減災等に活用



- ✓ 生物多様性の恵みを持続的なものにするためには、世界目標である「ネイチャーポジティブの実現」に貢献し、地球規模の課題にも対応した行動変容が必要
- ✓ 行政だけでなく都民、事業者、民間団体、教育・研究機関など様々な主体が連携・協働する必要

### 2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

II 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

III 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））

### ＜基本戦略ごとの行動目標＞

#### 基本戦略Ⅰの行動目標

##### 生物多様性バージョンアップエリア 10,000+

「自然地の保全管理」「みどりの新たな確保」「公園・緑地の新規開園」により、生きものの生息・生育空間や生態系サービスの維持向上を図るエリアを「生物多様性バージョンアップエリア」として位置付け、行政として10,000ha目指す。さらに、民間の取組を「+（プラス）」で表現し、様々な主体と共に取り組んでいく。



##### 新たな野生絶滅ZEROアクション

2030年時点で、新たに野生絶滅となる種がゼロとなるようにするための実効性のある取組を様々な主体と共に実施することを目指す

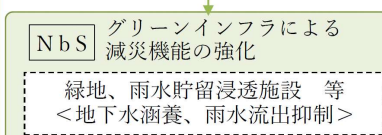
#### 基本戦略Ⅱの行動目標

##### Tokyo-NbSアクションの推進 ～自然に支えられる都市東京～

自然を活用した解決策（NbS）となる取組を、行政・事業者・民間団体など各主体がともに推進する。2030年までを「NbS定着期間」と捉え、各主体がNbSとなる取組を実施することを目指す。

- **NbS（Nature-based Solutions）**  
自然の機能を活用した社会課題の同時解決

例）自然災害リスク



#### 基本戦略Ⅲの行動目標

##### 生物多様性都民行動100% ～一人ひとりの行動が社会を変える～

保全活動への参加や消費行動など、全ての都民が生物多様性に配慮・貢献することを目標とする。また、都民だけでなく、事業者・民間団体等、あらゆる主体が生物多様性に配慮・貢献する取組を推進していく。

- **都政モニター調査（2020）**

「自然環境や生きもののために日頃から心がけていること」

特に何もしていない…10.7% ←ゼロに



### 10の行動方針

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全

希少な野生動植物の保全と外来種対策

人と野生動物との適切な関係の構築

自然環境情報の収集・保管・分析・発信

東京産の自然の恵みの利用（供給サービス）

防災・減災等につながる自然の機能の活用（調整サービス）

快適で楽しい生活につながる自然の活用（文化的サービス）

生物多様性の理解促進

生物多様性を支える人材育成

都内だけでなく地球環境にも配慮・貢献する行動変容

出典：東京都生物多様性地域戦略について（東京都生物多様性地域戦略 概要版（東京都環境局））



#### (4) 東京いきもの台帳

全世界的にネイチャー・ポジティブへの機運が高まる中、東京都では生物多様性保全促進の基盤情報の整備を進めるべく、都内の野生動植物の生息状況を明らかにするために「東京いきもの調査団」を結成しました。

「東京いきもの調査団」は、東京都・専門家・都民が一体となり、いきものコレクションアプリ「Biome(バイオーム)」を使って都内の野生生物の情報を収集・蓄積し、“デジタル版野生生物目録「東京いきもの台帳」”を作成するプロジェクトです。2024年度は総勢14,032人の調査団員たちから14,647件の投稿がありました。

「東京いきもの台帳」では、これらの市民参加型の調査結果が活用されているほか、専門家や有識者による過去から現在までに確認された情報も収録し、生きものの生息状況が網羅的に整理されています。2025年5月現在、トンボ目・カメムシ目(セミ科)・クモ目の情報が掲載されており、文京区内ではトンボ目が8科26種、カメムシ目が1科6種、クモ目が27科95種の確認が記録されています。

#### <“東京いきもの調査団”と“東京いきもの台帳”>



出典：東京いきもの調査団 2024 活動レポート (東京都)

#### <“東京いきもの台帳”で記録されている文京区内の確認種数・件数>

目	内数		観察時期別の件数					計
	科数	種数	2000年以前	2000年代	2010年代	2020年代	不明	
トンボ目	8(3)	26(10)	60(0)	0(0)	22(0)	49(47)	5(0)	136(47)
カメムシ目	1(1)	6(5)	12(0)	5(0)	7(0)	72(72)	12(0)	108(72)
クモ目	27(11)	95(29)	35(0)	61(0)	6(1)	99(98)	17(0)	218(99)
計	36(15)	127(44)	107(0)	66(0)	35(1)	220(217)	34(0)	462(218)

※ ( ) 内の数値は「Biome(バイオーム)」によって収集・蓄積された生きものの件数(内数)です。

出典：東京いきもの台帳(東京都)より作成

### 3. 文京区生物多様性地域戦略の施策の実施状況

本戦略に基づいて令和6(2024)年度に本区が実施した主な施策について、基本目標ごとに取組内容をまとめました。

#### 基本目標Ⅰ 「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

基本目標Ⅰでは、区民や事業者による生物多様性に対する理解を促し、浸透・定着を図るため、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ1  
理解・浸透



#### 施策の方向性

- |                           |
|---------------------------|
| ① 「生物多様性」の概念を理解・浸透させる     |
| ② 区内の生物多様性の現状を把握・周知する     |
| ③ 区内等の自然・生きものに触れ合う機会を創出する |

#### <令和6(2024)年度の主な取組内容>

##### ①【生物多様性の概念の理解・浸透】

- 生物多様性の概念や暮らしに身近な生物多様性の恵みをまとめたものをHPで公開し、啓発を図りました。(施策1-1)(環境政策課)
- 地域戦略の子ども用概要版を配付し、次世代に対する生物多様性の理解・浸透を図りました。(施策1-1)(環境政策課)
- 区民・事業者アンケートにおいて、「生物多様性と暮らし」「事業活動との関わり」について紹介しました。(施策1-1)(環境政策課)
- 区HPのアライグマ・ハクビシンのページに、環境省の外来種に関するページをリンクして、外来種への対策を情報発信しました。(施策1-2)(環境政策課)

##### ②【区内の生物多様性の現状把握・周知】

- 事務局で区内の動植物の状況について年2回(春夏・秋冬)の調査・確認を実施しました。(施策2-1)(環境政策課)
- 主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、合わせて20種の野鳥を確認しました。(2/8:小学生12名、保護者13名、未就学児1名が参加。)(施策2-2)(環境政策課)
- 「文の京生きもの図鑑～区内の身近な生きもの集めました～」を行政情報センター(シビックセンター2階)で有償頒布したほか、各種イベント等にて文京区の生きものや生物多様性の保全について啓発を行い、併せて図鑑の紹介を行った結果、計95冊を購入いただきました。(施策2-4)(環境政策課)
- 事務局で区内の動植物の状況を確認した結果を区のホームページに掲載しました。(施策2-5)(環境政策課)

##### ③【区内等の自然・生きものに触れ合う機会の創出】

- 主に区内小学生の親子を対象に「冬の野鳥観察会」として、肥後細川庭園にて観察会を開催し、合わせて20種の野鳥を確認しました。(2/8:小学生12名、保護者13名、未就学児1名が参加。)(再掲)(施策3-1)(環境政策課)
- 自然散策会等を午前・午後に分けて合わせて計6回開催しました。(5月:新宿御苑(参加者26名)、9月:小石川植物園(参加者16人)、12月:東京大学本郷キャンパス(参加者29名))(施策3-1)(みどり公園課)
- 小学校用副読本「わたしたちの文京区」に生物多様性コラムを掲載しました。(施策3-1)(地域環境・教育指導課)
- 環境学習会において、自然に関するプログラムを以下の内容で実施しました。(施策3-1)(教

育センター)

【科学教室】以下のテーマで2回実施

(1) 葉脈標本をつくろう (6/1:参加者 47人、6/8:参加者 50人)

【やってみましょう楽しい実験】以下のテーマで2回実施

(1) ミジンコなどを観察しよう (4/20:参加者 65人)

(2) タネの不思議 (10/19:参加者 62人)

【子ども科学カレッジ】以下のテーマで3回実施

(1) 植物の生き方を細胞から考える (4/27:参加者 31人)

(2) 宇宙にはどのような生物がいるのでしょうか? (12/14:参加者25人)

(3) 野鳥観察-不忍の池- (2/1:参加者 12人)

○区HPでめぐりの道を公開しています。(施策3-1) (環境政策課)

○四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、山村・自然体験事業を年22回実施し、稲刈り体験や川遊び体験等を行いました。(施策3-2) (区民課)

## 基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

基本目標Ⅱでは、区民や事業者が生活スタイルや事業活動を転換し、日常の中で実践することができるように、以下の3つの方向性から取り組むこととしています。

### ステップ2

日常生活でできることから実践



出典) 認証マーク等は「生物多様性民間参画ガイドライン(第2版)」(環境省)より引用

### 施策の方向性

- ④ 生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促進する
- ⑤ 生物多様性に配慮した事業活動への転換を促進する
- ⑥ 各主体との連携・協働を推進する

### <令和6(2024)年度の主な取組内容>

#### ④【生物多様性に配慮した生活スタイルの促進】

○生ごみ減量塾～エコの花、腐葉土作って咲かせよう!～を実施しました。(春季6/7:参加者28名、秋季11/15:参加者24名) (施策4-1) (リサイクル清掃課)

○文の京生きもの図鑑に「認証ラベル」について掲載し、各種イベント等にて図鑑を販売しました。(施策4-2) (環境政策課)

○食品ロス削減の取組として下記のとおり行いました。(施策4-2) (リサイクル清掃課)

・BUNKYOごみダイエット通信(3月発行)

・モノ・フォーラム(食品ロス削減講座)(3/14:参加者13名)

・エコ・クッキング教室(小学1~6年生とその保護者対象)(7/26:参加者26組52名)

・フードドライブ(未利用食品の回収)約1,990kg

○環境ライフ講座を開催し、「まちの自然との共生をめざして」をテーマにした講座を行いました。(施策4-3) (環境政策課)

○親子環境教室で、自然に関するプログラムとして、「生き物のふしぎを探ろう」及び「セミの抜け殻標本をつくろう」をテーマに講座を開催しました。講座では、生物多様性について学ぶとともに、文の京生きもの図鑑を紹介し、身近な生きものについて興味を持つきっかけづくりを行いました。(施策4-3) (環境政策課)

○区民講座等を通じた、生物多様性保全に関する人材育成のため、以下の講座を開催しました。(施策4-3) (リサイクル清掃課)

・リサイクル推進サポーター養成講座(5/15~6/12:全5回、受講者11名)

・夏休みリサイクル見学会(7/30:参加者29名、見学先:板橋清掃工場)(施策4-3) (リサイク

ル清掃課)

- みどりのサポート活動ボランティア活動について区HPに掲載し、周知しました。また、活動参加募集案内を区HPや区報に掲載しました。(施策4-3) (みどり公園課)

#### ⑤【生物多様性に配慮した事業活動の促進】

- 大規模建築物(3,000㎡以上)、中規模建築物(1,000㎡以上3,000㎡未満)の事業所に対し、適正分別及びリサイクル推進啓発のため立入検査を実施しました。(大規模82件、中規模84件)(施策5-1) (リサイクル清掃課)
- 地域戦略の概要版で事業者の行動計画を示しHPに掲載しています。(施策5-1) (環境政策課)
- 事業者アンケートで「生物多様性民間参画ガイドライン」(認証ラベル商品等が掲載)について紹介しました。(施策5-1) (環境政策課)

#### ⑥【各主体との連携・協働の推進】

- 肥後細川庭園(区立公園)にて「冬の野鳥観察会」をNPOに委託して開催しました。(施策6-1) (環境政策課)
- 四季の郷薬師温泉やまびこ荘、魚沼市観光協会が主催となり、年22回実施。稲刈り体験や川遊び体験等を行いました。(再掲) (施策6-1) (区民課)
- みどり公園課に公園の重要種について草刈方法を配慮するように依頼しました。(施策6-2) (環境政策課)
- 生物多様性に関する活動を行っている区内団体を、区HPに掲載しています。(施策6-3) (環境政策課)
- 親子環境教室及び環境ライフ講座で、生きものをテーマにした講座をNPOに委託して開催しました。(施策6-3) (環境政策課)

### 基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

基本目標Ⅲでは、各施設や建物の所有者・管理者が、それぞれの立場で主体的に生物多様性に配慮したまちづくりに取り組むことができるよう、ビオトープタイプ別に施策を検討し、全てのタイプを網羅する以下の5つの方向性から取り組むこととしています。

#### ステップ3 生きものたちの

生育空間の継承・創出



#### 施策の方向性

- ⑦ 公園・公共施設等における身近な生物多様性を創出する
- ⑧ 区民・事業者における身近な生物多様性を創出する
- ⑨ 歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等を継承する
- ⑩ エコロジカル・ネットワークを形成する
- ⑪ 外来種・愛玩動物等への適切な対応を推進する

#### <令和6(2024)年度の主な取組内容>

#### ⑦【公園・公共施設等における身近な生物多様性の創出】

- 区立公園で在来種に配慮した草刈を実施しました。また、木の実等がなる植栽整備を実施しました。(施策7-1) (みどり公園課)
- 神田川の河川清掃を1回実施しました。(施策7-1) (みどり公園課)
- 樹木が健全に育つための公園・緑地等の剪定等を公園・児童遊園で実施しました。(施策7-1) (みどり公園課)
- 樹木が健全に育つための公園・緑地等の剪定等を児童相談所施設で実施しました。(施策7-1) (児童相談課)
- 区民参画による公園等の管理として、43園について37団体が参加しました。(施策7-1) (みどり公園課)
- 区民参画による公園づくりとして、大塚仲町公園、神明公園、本郷五丁目児童遊園、八千代町児

童遊園、西原町児童遊園の意見交換会を計6回実施しました。(施策7-1) (みどり公園課)

- 区庁舎における生物多様性に配慮した草刈り方法として、屋上緑化のススキ植生あたりを一部50cm残しました。(施策7-2) (施設管理課)
- シビックセンター屋上庭園等の緑化を実施しました。(緑化植物はヒラドツツジ、キンメツゲ、ヘデラ・グレーシャー、キリンソウの4種) (施策7-2) (施設管理課)
- 誠之小にビオトープを整備しました。(施策7-2) (学務課)
- 児童相談所施設の緑化を実施しました。(緑化植物はシマトネリコ、マサキ、ナンテン、リュウノヒゲ等) (施策7-2) (児童相談課)
- 樹木の適正な維持管理のため、街路樹の剪定等を実施しました。(施策7-3) (みどり公園課)

#### ⑧【区民・事業者における身近な生物多様性の創出】

- 東京都苗木生産供給事業を活用し、10月に苗木の配布を行いました。(参加者140名) (施策8-1) (みどり公園課)
- 区民・事業者への手づくりビオトープの取組方法を紹介するため、教育センターに設置した手づくりビオトープについて区HPや文の京生きもの図鑑で紹介しています。(施策8-1) (施策8-2) (環境政策課)
- 文の京生きもの図鑑に、コラム「手づくりビオトープ」を掲載しています。(施策8-1、8-2) (環境政策課)
- 安全で良好な生活環境をつくることを目的として、屋上緑化補助を実施しました。(1件) (施策8-1、8-2) (みどり公園課)

#### ⑨【歴史・文化に培われた緑や大規模緑地等の継承】

- 保護樹林・樹木指定制度に基づく、維持管理費用の一部を助成する等の支援を実施しました。(樹木45件(93本)、樹林4件(7,700㎡)) (施策9-1) (みどり公園課)
- 崖線に残された緑地や湧水の自然豊かな空間を維持するために、緑地の剪定等を実施しました。(施策9-2) (みどり公園課)
- 緑や崖線、河川が織りなす、すぐれた景観を維持するために、神田川法面(風致地区)緑地の剪定を実施しました。(施策9-3) (みどり公園課)
- 文京花の五大まつり等のイベントについて、一部経費の助成や広報活動等の支援を行いました。(施策9-3) (アカデミー推進課)
  - ・第53回文京つつじまつり(3/30~4/30 来場者:60万人)
  - ・第40回文京あじさいまつり(6/8~6/16 来場者:10万人)
  - ・第39回文京朝顔・ほおずき市(7/20~7/21 来場者:3万6千人)
  - ・第46回文京菊まつり(11/1~11/23 来場者:20万人)
  - ・第68回文京梅まつり(2/8~3/8 来場者:45万人)
  - ・第53回文京さくらまつり(3/22~4/6 来場者:8万人)

#### ⑩【エコロジカル・ネットワークの形成】

- 引き続き手づくりビオトープの取組促進等により、住宅・事業所における緑化を推進し、緑と緑のネットワーク形成を図っています。(施策10-1) (環境政策課)

#### ⑪【外来種・愛玩動物等への適切な対応の推進】

- 外来生物防除事業において、ハクビシン10頭の捕獲をしました。(施策11-1) (環境政策課)
- カラスのヒナの捕獲をしました。(4件) (施策11-1) (環境政策課)
- 愛玩動物の適正飼育の普及、啓発や飼い主のマナーの向上における動物愛護週間イベント(動物の適正飼養)をシビックセンター1階展示室で開催しました。(9月:参加者507名) (施策11-2) (生活衛生課)

## 基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

基本目標Ⅳでは、区全体のエコロジカル・ネットワークを充実させる上で、新たな拠点と新たなつながりを生み出す都市開発に着目し、以下の2つの方向性から取り組むこととしています。

ステップ3 生きものたちの  
生育空間の継承・創出



### 施策の方向性

12 持続可能な都市開発における生物多様性の再生を促進する

13 公共施設の改修時等における生物多様性の再生を推進する

### <令和6（2024）年度の主な取組内容>

#### ⑫【持続可能な都市開発における生物多様性の促進】

- 区HP、事業者向けアンケートで「屋上等緑化補助金制度」や「生垣造成補助制度」の助成を紹介しました。（施策12-1）（環境政策課）
- 文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を実施しました。（民間施設73件、公共施設4件）（施策12-2）（みどり公園課）
- 道路工事に合わせ、緑の更新を行いました。（施策12-2）（道路課）

#### ⑬【公共施設の改修等における生物多様性の再生】

- 柳町小学校の改築工事を実施しています。緑化計画部分の工事は令和9年度を予定しています。（施策13-1）（学務課）

## 4. 本戦略の進捗状況

### 4.1 進行管理指標

本戦略の進行管理指標として、下表に示す指標を設定しています。

各評価についてはアンケート結果等により令和 7（2025）年度の現状値を求め、将来の目安値達成への進捗評価を行いました。

#### <進行管理指標の評価基準>

	現状の評価
達成の見込み有	◎
達成まで引き続き行動が必要	○
達成まで更なる行動が必要	△

#### <進行管理指標>

基本目標	指標	戦略策定時 平成 29 (2017) 年度	現状値 令和 7 年 (2025)年度	将来の目安 令和 10 (2028) 年度	現状の 評価	
基本目標 Ⅰ	「生物多様性」という言葉を知っている割合	区民	80%	82%	100%	○
		事業者	77%	79%	100%	○
	身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合	区民	90%	88%	100%	○
基本目標 Ⅱ	生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合	区民	94%	89%	100%	○
	生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合	事業者	20%	25%	100%	△
	環境に配慮した製品を購入している割合	区民	74%	77%	100%	○
		事業者	70%	81%	100%	○
基本目標 Ⅲ	生物多様性の保全・回復に向けた公園再整備事業等を行った都市公園 <sup>※1</sup> の数		9ヶ所	32ヶ所	現状より増加（累計）	◎
	敷地内の緑化に取り組んでいる割合	区民	63%	51%	100%	△
		事業者	49%	68%	100%	△
基本目標 Ⅳ	ビオトープマップにおけるみどりの面積		180ha	— <sup>※3</sup>	現状より増加	—
	区内の緑の状況（緑被率） <sup>※2</sup>		18.4% (平成 30 年度)	19.1% (令和 5 年度)	19.0%	○ <sup>※4</sup>

※1 江戸のみどり復活事業（生物多様性保全・回復に向けた植栽整備事業）に基づく再整備を行った都市公園及びその他生物多様性に配慮した再整備等を行った都市公園。

※2 令和 7（2025）年 4 月に報告された「文京区みどりの基本計画 中間評価報告書」で定められている値を用います。

※3 計画の改定に合わせて現状値把握及び評価を行います。

※4 区内の樹木数（直径 50cm 以上）は横ばい状態にあり、既存樹木の管理状況等によっては、今後目標値（19.0%）を下回る可能性も考えられるため。

## 4.2 アンケート結果

区では、本戦略の進捗状況を測るための手段の一つとして、区民、事業者に取組状況等のアンケート調査を実施しています。なお、集計結果は端数処理の関係により、合計が100%とならないことがあります。

### <アンケート調査の概要>

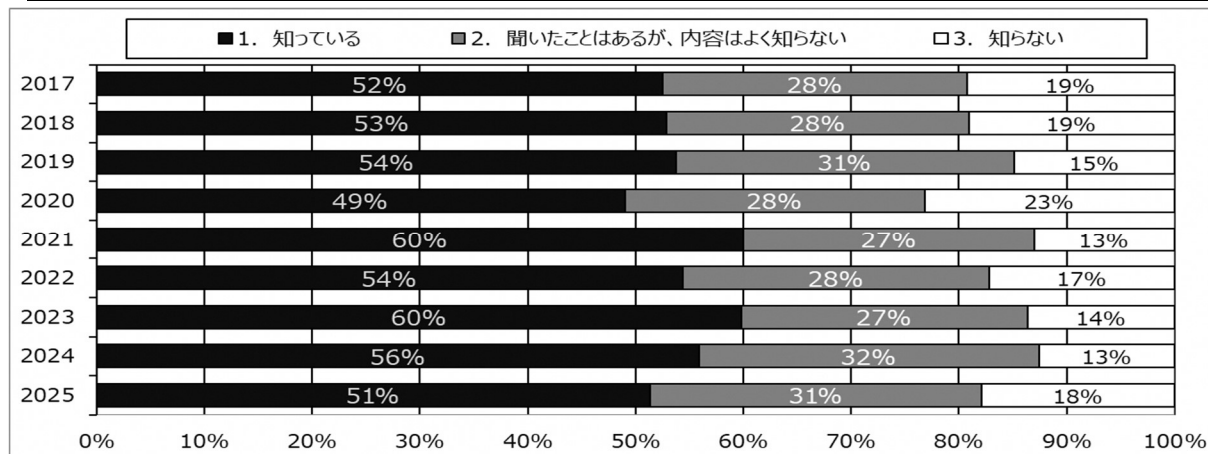
	区民	事業者
対象	・18歳以上の住民基本台帳登録者 1,200人 (住民基本台帳から年齢別人口比率抽出)	・大規模事業所 28事業所 (総量削減義務と排出量取引制度における、指定(特定)地球温暖化対策事業所) ・中小規模事業所 500事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
調査項目	・地球温暖化対策に向けた行動について ・地球温暖化対策の取組に関する意識について ・生物多様性に関する意識・認知度について 等	・地球温暖化対策に向けた行動について ・地球温暖化対策の取組に関する意識について ・生物多様性に関する意識・認知度について 等
回収率	28.0% (2025年度実施) ※回答数 336/送付数 1,200 2024年度(実施) 31.6% 2023年度(実施) 34.2% 2022年度(実施) 24.8% 2021年度(実施) 28.4% 2020年度(実施) 31.8%	23.7% (2025年度実施) ※回答数 125/送付数 528 2024年度(実施) 29.8% 2023年度(実施) 31.3% 2022年度(実施) 28.1% 2021年度(実施) 35.7% 2020年度(実施) 28.5%
実施時期	2025年5月23日発送	
発送回収方法	郵送による調査票の発送・回収、WEBによる回答の併用	
送付資料	依頼文、調査票等	

基本目標ごとの進行管理指標として毎年実施している区民・事業者アンケートの経年変化について以下に示します。(数値はアンケート実施時年度)

### (1) 基本目標Ⅰ

#### 1) 「生物多様性」という言葉を知っている割合(区民)

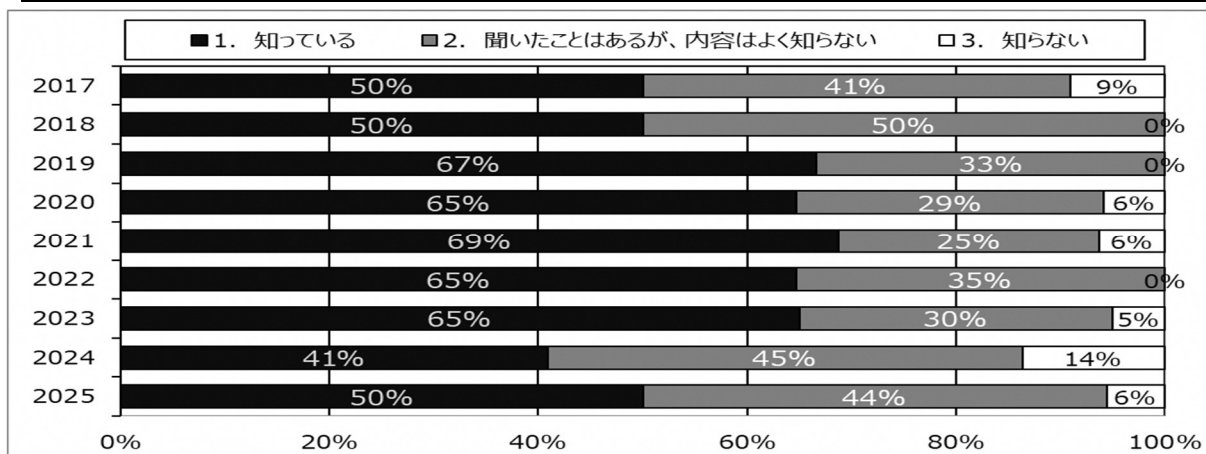
「知っている」は51%、「知らない」は18%であり、認知度は前年度よりも低下した。



## 2) 「生物多様性」という言葉を知っている割合（事業者）

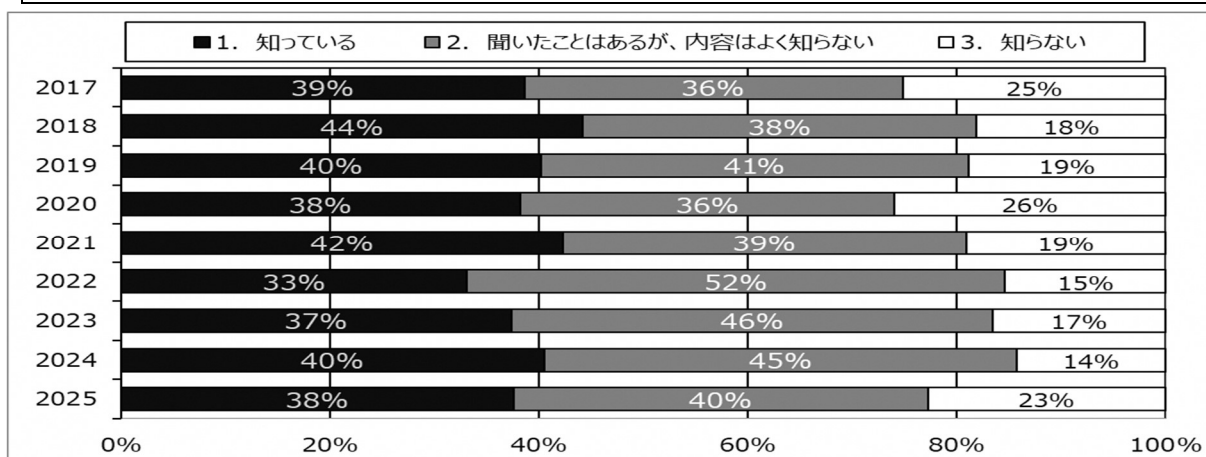
### ① 大規模

「知っている」が50%であり、前年度に低下した認知度は今年度は上昇に転じた。



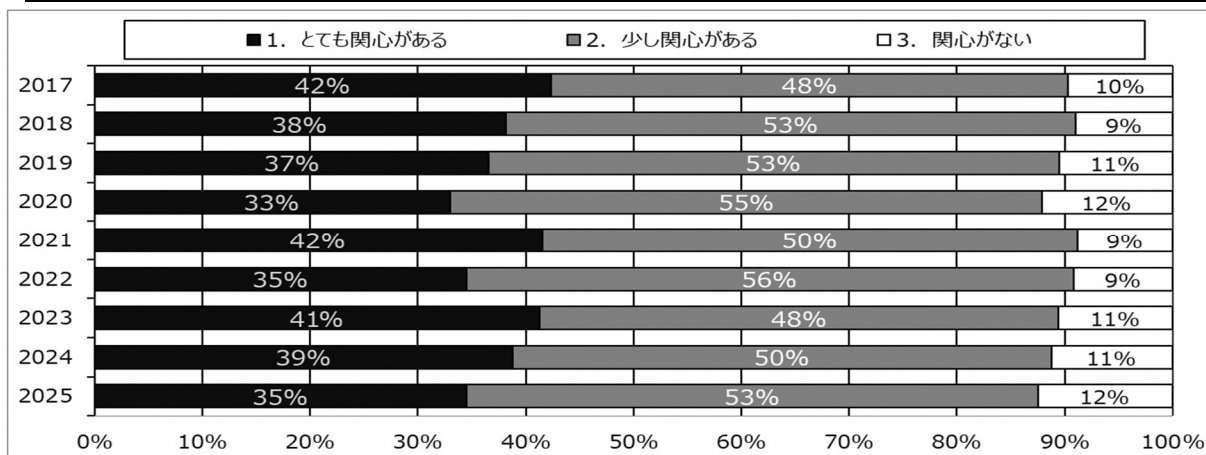
### ② 中小規模

「知っている」は38%であり、認知度は年によってバラツキがあるが前年度よりも低下した。「知らない」は23%で、大規模事業者よりも認知度は低い。



## 3) 身の回りの「生きもの」の存在に関心がある区民の割合

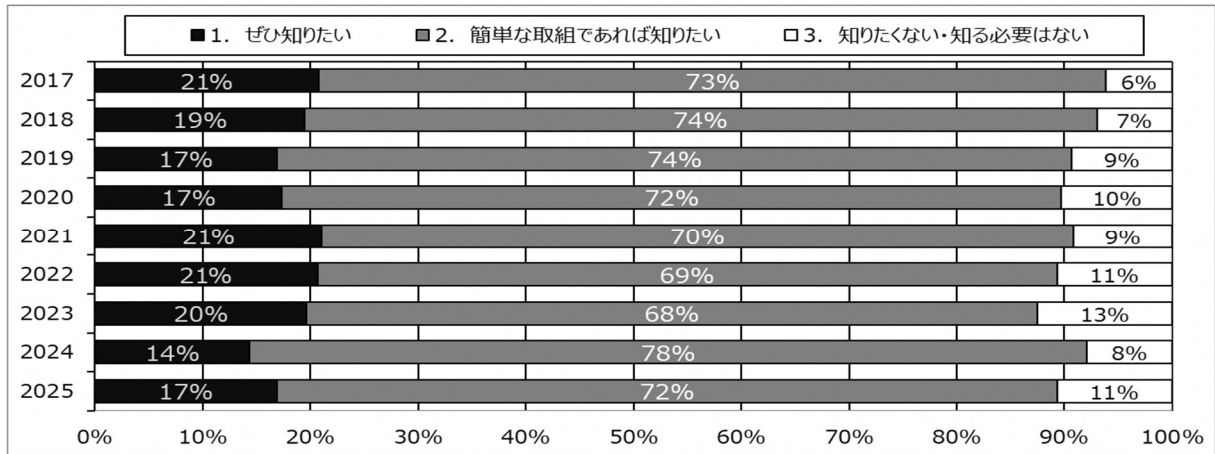
「とても関心がある」、「少し関心がある」の合計は88%であり、高い関心度を維持している。



## (2) 基本目標Ⅱ

### 1) 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合

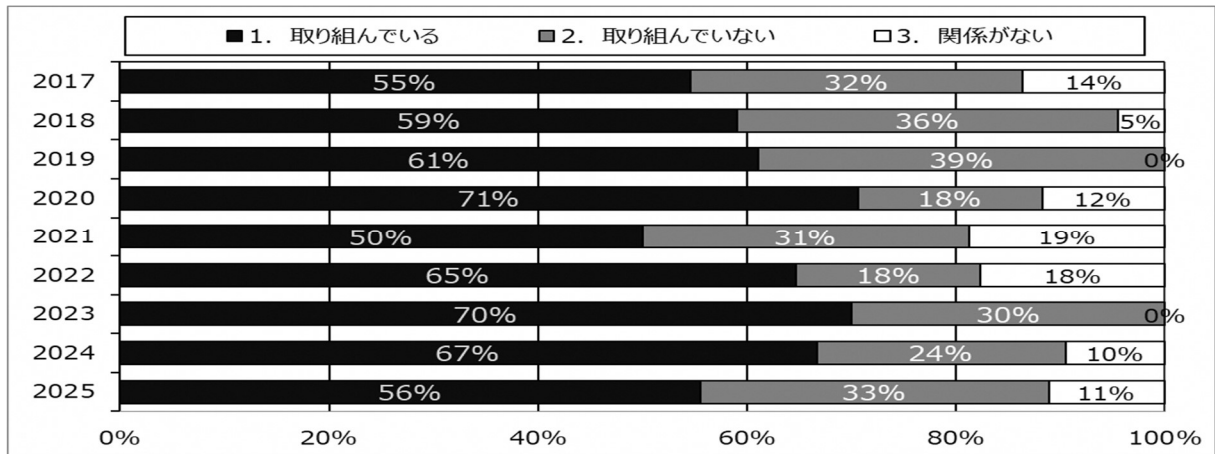
「ぜひ知りたい」、「簡単な取組であれば知りたい」の合計が89%と高い関心度を維持している。



### 2) 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合

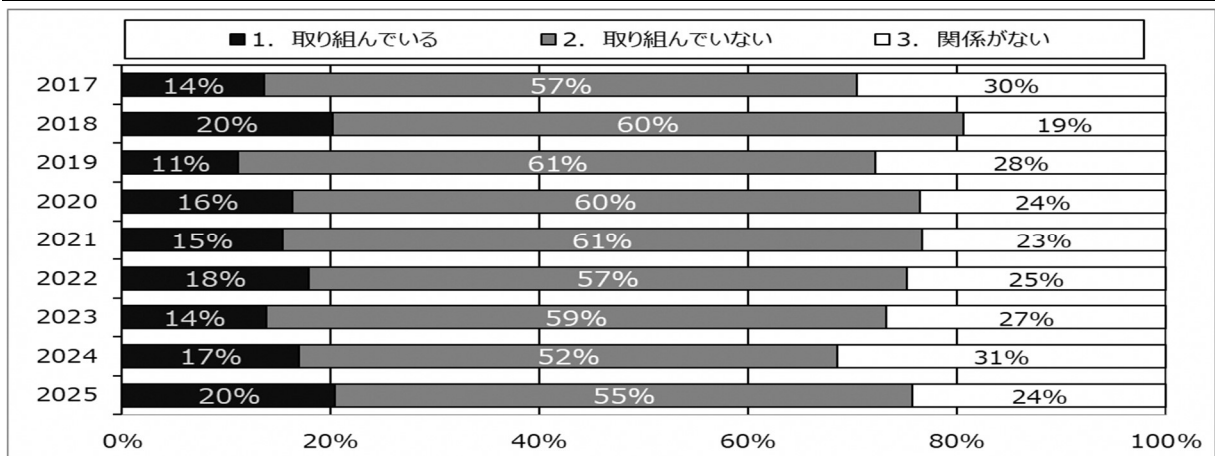
#### ① 大規模

「取り組んでいる」が56%であり、前年度よりも減少した。



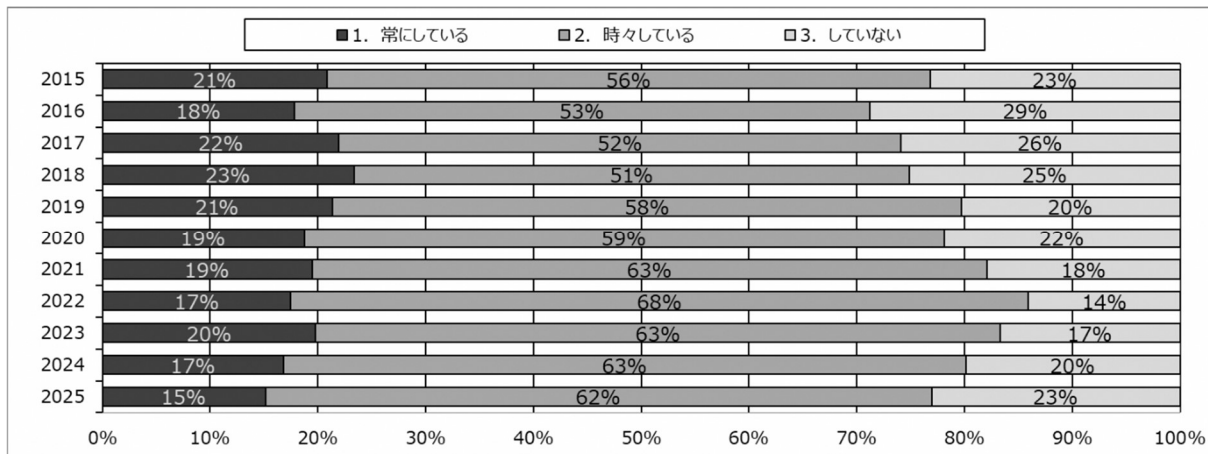
#### ② 中小規模

「取り組んでいる」が20%と前年度より増加した。大規模事業者と比較すると実施率が低い。



### 3) 環境に配慮した商品を購入している割合（区民）

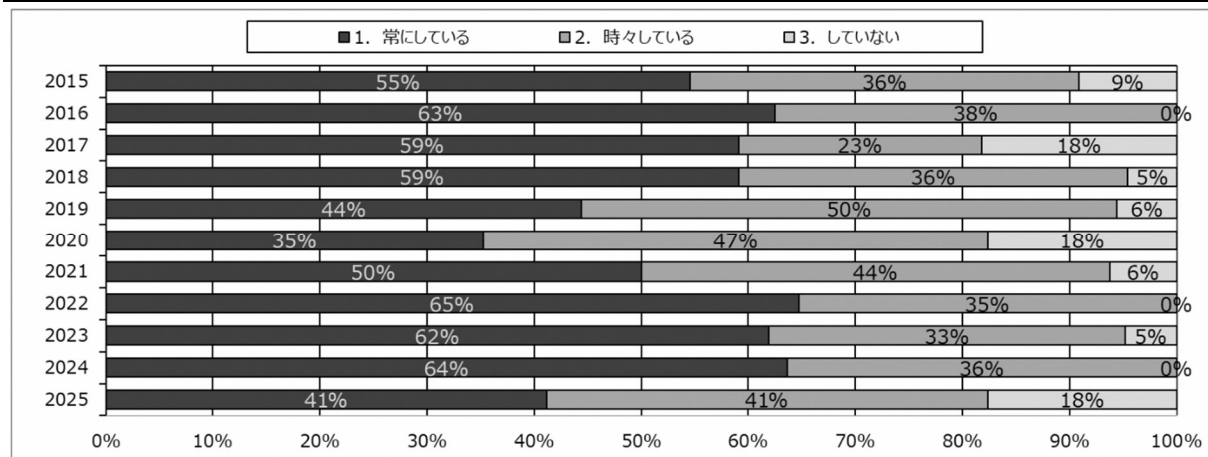
「常にしている」、「時々している」の合計は77%であるものの、近年は減少傾向にある。



### 4) 環境に配慮した商品を購入している割合（事業者）

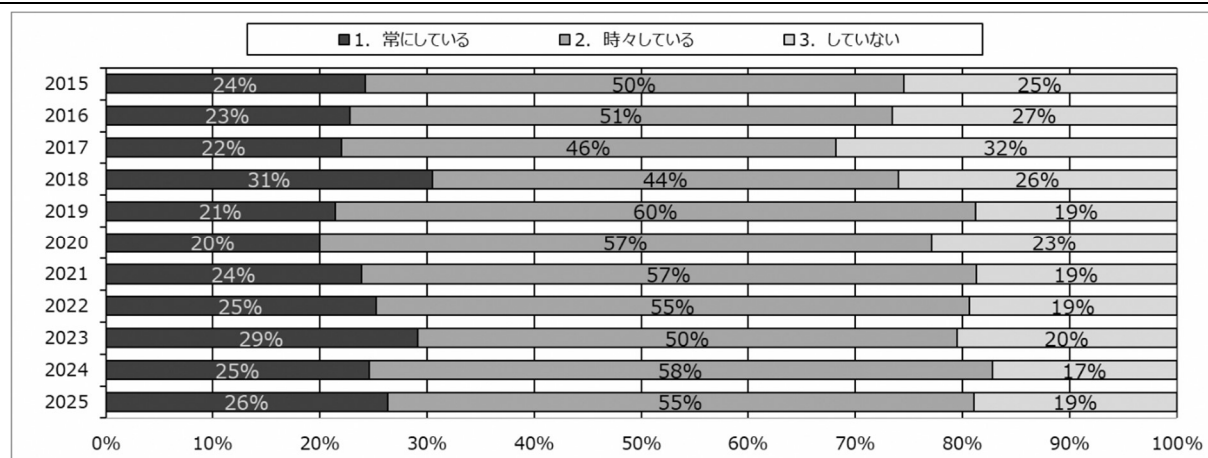
#### ① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は72%であり、実施率は前年度よりも低下した。



#### ② 中小規模

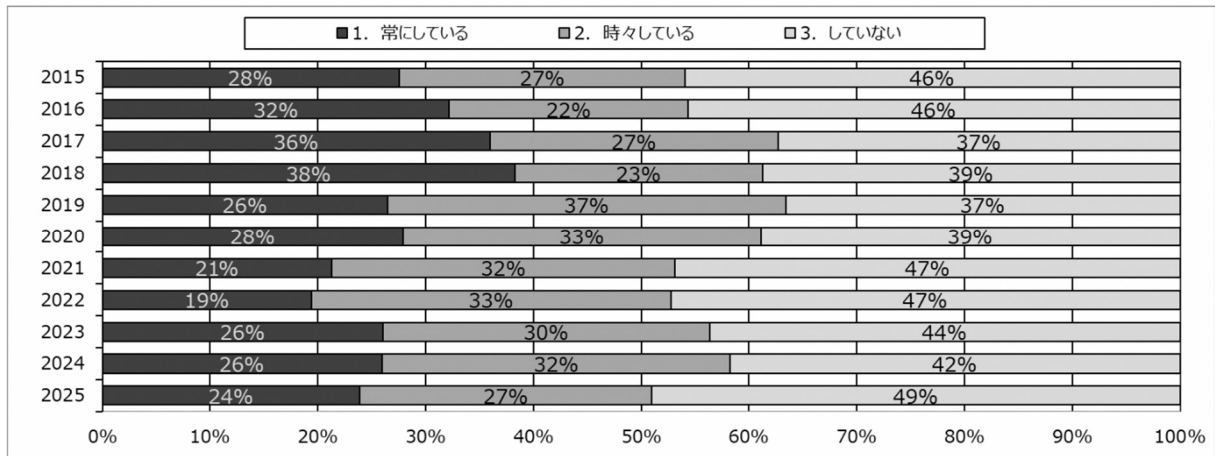
「常にしている」、「時々している」の合計は81%であり、近年横ばい傾向にある。



### (3) 基本目標Ⅲ

#### 1) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（区民）

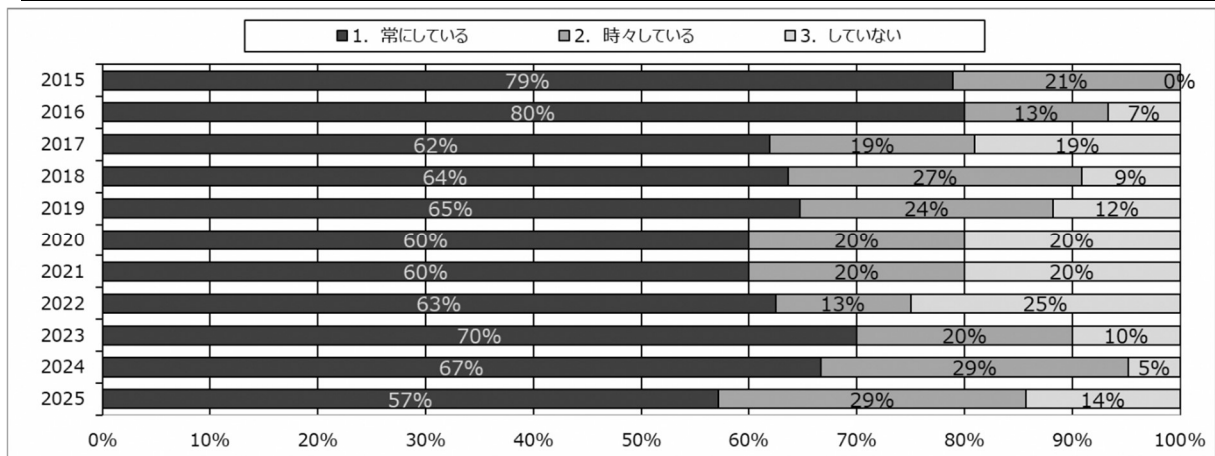
「常にしている」、「時々している」の合計は51%であり、実施率は前年度より低下している。



#### 2) 敷地内の緑化に取り組んでいる割合（事業者）

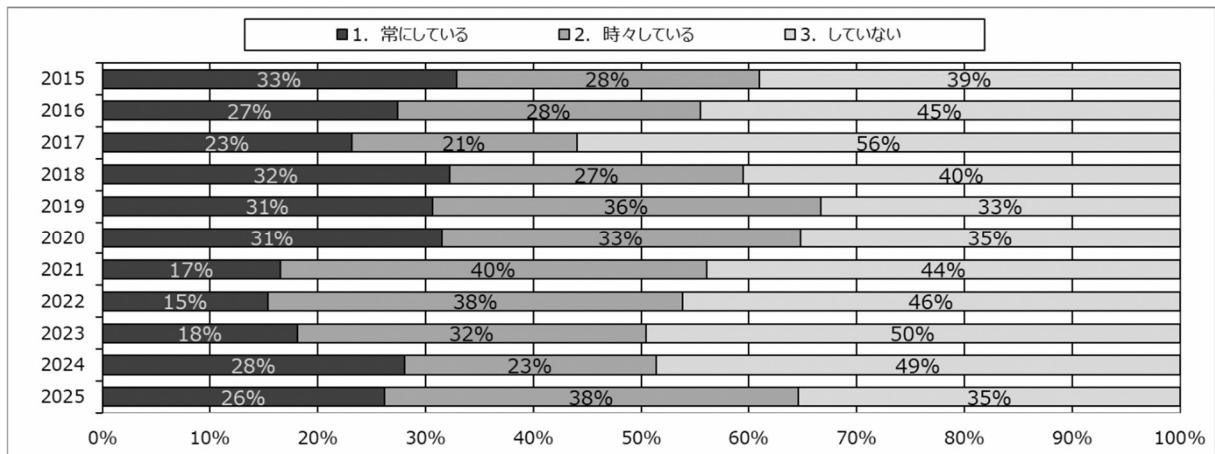
##### ① 大規模

「常にしている」、「時々している」の合計は86%であり、前年度より低下している。



##### ② 中小規模

「常にしている」、「時々している」の合計は65%であり、前年度よりは向上している。大規模事業者と比較すると実施率が低い。



## 5. 現状と今後の方向性

### 基本目標Ⅰ「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る

#### 現状

- 区民と中小規模事業者の「生物多様性」という言葉の認知度は、令和7（2025）年度は8割程度であり、直近5年間では最も低い数値であった。
- 大規模事業者の認知度は、最も低かった前年度からは改善しており持ち直しつつある。
- 区民の「身の回りの生きもの」への関心がある割合は近年9割程度で推移しているが、わずかながら減少傾向にある。

#### 今後の方向性

- 生物多様性の認知度は区民・事業者とも近年わずかながら減少傾向にあるため、区民・事業者向けの継続的な周知・啓発のほか、区報等での生物多様性についての情報発信を図る。
- 各種環境関連講座で生きもの図鑑を活用する等、身の回りの動植物についての情報提供や生物多様性の概念を周知し、区民の意識向上を図る。
- 環境イベントで生きもの図鑑を活用し、周知・啓発を図る。

### 基本目標Ⅱ 生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する

#### 現状

- 生物多様性の保全に関して取組内容を知りたい区民の割合は近年9割程度となっており、うち「簡単な取組であれば知りたい」割合が7割程度となっており関心度が高い。
- 生物多様性の保全への取組を実施している事業者の割合は、大規模事業者が6割程度、中小規模事業者が2割程度である。大規模事業者では減少傾向にあるが、中小規模事業者では増加傾向にある。
- 環境に配慮している商品を購入している区民は、「常にしている」「時々している」を合計すると7割程度であり、近年減少傾向にある。実施しない理由として、「効果がわからない」「関心がない・必要性を感じない」等がある。
- 環境に配慮している商品を購入している事業者の割合は、大規模事業者・中小規模事業者とも8割程度であるが、中小規模事業者では近年ほぼ横ばい傾向にあるのに対し、大規模事業者では前年度より2割も低下した。大規模事業者の実施しない理由として、「質問に該当する事業がないから」「その他または特に理由はない」等がある。

#### 今後の方向性

- 環境に配慮している商品を購入することの必要性を引き続き周知する。
- 区HPや講座を通して、認証ラベルの紹介や食品ロスの削減等について周知し、生物多様性に配慮した生活スタイルへの転換を促す。
- 国の生物多様性民間参画ガイドライン等の周知をし、生物多様性に配慮した事業活動の促進を図る。
- ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、消費者・生活者の行動変容を促す企業の取組例について、その取組効果を交えてわかりやすく周知していく。

### 基本目標Ⅲ 生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する

#### 現状

- 敷地内の緑化に取り組んでいる区民の割合は4割程度と前年度より2割も低下している。実施しない回答者の多くの住居形態は「賃貸マンション・アパート」であり、実施しない理由は「質問に該当するものをもっていないから」「面倒だから」「関心がない・必要性を感じない」等である。
- 敷地内の緑化に取り組んでいる事業者の割合は、大規模事業者は近年8～9割程度、中小規模事業者は5～6割程度である。中小規模事業者は2019年以降減少傾向にあったが前年度よりは向上している。実施しない主な理由として「該当する機器・設備がないから」「該当する事業がないから」「別途経費が発生するため経営上厳しい」等がある。

#### 今後の方向性

- マンション・アパートのベランダや事業所の屋上等の狭いスペースでも、費用をあまりかけずに、生きものの暮らす場所（ビオトープ）を手づくりする「手づくりビオトープ」について周知・啓発し、一人一人が取組を行うことで、小さな緑と緑がつながり、エコロジカル・ネットワーク形成に寄与することを周知する。
- 生垣造成や屋上緑化等への助成について引き続き情報提供を行う。
- ネイチャーポジティブ経済の実現に向け、消費者・生活者の行動変容を促す企業の実践例について、その取組効果を交えてわかりやすく周知していく。

### 基本目標Ⅳ 生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

#### 現状

- 緑被率の令和5（2023）年値は19.1%で、緑被地面積は215.93haとなっている。

#### 今後の方向性

- 引き続き、文京区みどりの保護条例に基づく緑化指導を行うほか、工事や改築に合わせて緑化基準に基づく整備を行う。
- 「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」（東京都）等を参考にしながら、区内の公園・緑地において、緑地管理者の工夫等により高い効果を得られるような手法を取り入れ、生きものの生息・生育環境として機能を発揮できるように図っていく。
- 地域や区民・事業者等の様々な主体と連携したオープンスペースの確保や、みどりの質的向上による暑熱環境の緩和など、これまでの施策を継続・発展させることで、豊かなみどりの保護と育成に取り組んでいく。

## 用語解説

### \*1 COP（締約国会議）

Conference of the Parties の略で、コップと読む。条約や議定書を批准した国が集まる最高意思決定機関であり、生物多様性条約に関しては概ね2年に1回開催される。

### \*2 愛知目標

2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標のこと。2010年に開催されたCOP10（生物多様性第10回締約国会議）で採択され、開催場所が愛知県名古屋市だったことから、「愛知目標」と呼ばれている。

### \*3 30by30 目標

30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、生物多様性の損失を止め、人と自然との結びつきを取り戻すため、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標である。

### \*4 GBO

Global Biodiversity Outlook の略。各国から提出された報告書、生物多様性国家戦略、既存の生物多様性に関する研究やデータを分析し、愛知目標等の達成状況や達成見込み等について分析した報告書で、愛知目標の進捗評価に関する基礎資料として参照されている。

### \*5 IPBES

IPBES とは Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services の略で、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し的確に政策に反映させていくための、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。生物多様性に関する政策提言を含む報告書の作成等を行っている。事務局は、国連環境計画（環境分野における国連の主要機関）の下に置かれ、ドイツのボンに設置されている。

### \*6 OECM

Other Effective area-based Conservation Measures の略で、自然公園など公的な保護地域以外で生物多様性保全に資する地域のこと。企業や団体によって生物多様性の保全が図られている土地などが該当する。

### \*7 自然共生サイト

「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を国が認定する区域のことです。国などが具体的な規制をかけ保全に取り組んでいる所以外でも、民間企業やNPO、市町村などが管理する場所を保護していくという目的があります。

## \*8 ネイチャーポジティブ

企業・経済活動によって生じる自然環境への負の影響を抑え「生物の多様性を維持する」という従来の発想から大きく踏み込んで、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる」ことを目指す新たな概念のことです。